

第1回寝屋川市子ども・子育て会議 議事要旨

1 日時

平成30年8月29日（水）10時00分から11時15分ごろまで

2 場所

保健福祉センター5階 会議室1・2

3 当日の参加者等

(1) 出席委員（11名）

日浦委員長、堀井副委員長、大村委員、尾崎委員、橋本委員、笠谷委員、池峯委員、
中川委員、亀井委員、伊東委員、榎本委員

(2) 欠席委員（2名）

林委員、森本委員

(3) 事務局及び説明員（16名）

（こどもを守る課）辻次長兼こどもを守る課長、津田課長、宮崎係長、中西

（子育て支援課）勝浦次長兼子育て支援課長、藤本課長、樫原係長

（子育てリフレッシュ館）上之園課長、岡係長

（保育課）中村次長兼保育課長、入江課長、吉田課長代理

（障害福祉課）山本課長代理

（学務課）難波係長

（青少年課）田中課長、南畑係長

4 会議次第

(1) 新任委員の紹介について

(2) 寝屋川市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みと確保方策について

(3) 寝屋川市子ども・子育て支援事業計画関連事業の実施状況について

(4) 第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について

(5) その他

議 事 録

〔事務局辻〕

本日はお忙しい中、寝屋川市子ども・子育て会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。こどもを守る課の辻でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。
それでは日浦委員長、議事進行方よろしくお願いいたします。

〔日浦委員長〕

皆様おはようございます。

暑い中皆様お集まりいただきありがとうございます。

それでは、只今より寝屋川市子ども・子育て会議の会議を開催いたします。

本日の出席人数（委員）は13名中、ただ今11名集まっております。

委員総数の半数以上の出席がありますので、寝屋川市子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定に基づきまして、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、議事を進行いたします。

案件1「新任委員の紹介について」事務局より説明をお願いします。

〔事務局（宮崎）〕

こどもを守る課の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、お手元の資料の確認をお願い致します。資料1「委員名簿」、資料2「子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保方策 進捗状況」、資料3「子ども・子育て支援事業計画 取組内容」、資料4「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について」、参考資料「寝屋川市子ども・子育て会議規則」、本日お手元に配付させて頂いております資料、「配席図」と「子ども・子育て会議 会議資料訂正箇所一覧表」、訂正のあった資料2、資料3のうち、差し替えがあった該当ページの資料でございます。以上でございます。資料が多く申し訳ございません。資料に過不足等ございませんでしょうか。

それでは、案件1、新任委員の紹介について御説明申し上げます。

資料1「寝屋川市子ども・子育て会議委員名簿」を御覧ください。

このたび、平成30年4月1日の人事異動等により、2名の方が新たに子ども・子育て会議委員に任命されておられますので、御紹介させていただきます。

まず初めに、寝屋川市立小学校長の柚 順子委員の後任委員として任命されました、森本 朋美委員でございます。森本委員につきましては、本日、所用により欠席されております。次に、寝屋川市立保育所長の和田みどり委員の後任委員として任命されました、伊東 知子委員でございます。

伊東委員、一言御挨拶をお願いいたします。

〔伊東委員〕

たんぽぽ保育所の伊東と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔事務局（宮崎）〕

ありがとうございました。

今回、新たに任命されました委員の任期につきましては、寝屋川市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定により、前任者の残任期間の平成31年8月7日までとなりますので、よろしくお願いいたします。案件1につきましては、以上でございます。

〔日浦委員長〕

皆様よろしくお願いいたします。

それでは、案件2「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みと確保方策について」、事務局より説明をお願いします。

〔事務局（宮崎）〕

案件2を御説明申し上げる前に、1点、報告事項がございます。昨年度、本会議で御審議頂きました、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて御報告申し上げます。現計画の中間見直しに当たりまして、委員の皆様から様々な御意見を頂戴し、ありがとうございました。中間見直し後の、「計画改定版」は、今年1月29日の会議終了後、軽微な文言等を整理し、作成いたしました。計画改定版につきましては、4月頃、委員の皆様のお手元に配布させて頂きました。また、計画改定版は、市ホームページでも公開しております。

それでは、案件2「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みと確保方策について」御説明、申し上げます。資料2につきましては、委員の皆様への資料配布後に、3か所訂正がございました。訂正内容につきましては、本日より机に置かせて頂いております、訂正箇所一覧表の1ページ目と、その後ろに添付しております差替え部分の資料2を御確認頂ければと思います。訂正後の資料につきましては、訂正するページのみ抜粋し

ておりますので、資料の各ページをそのまま差し替えることが出来ません。差し替えがある事業につきましては、本日お配りしております資料を御確認ください。差し替えがある事業の番号を申し上げますと、「2 保育所、認定こども園等【2・3号認定】」、「5 放課後児童健全育成事業留守家庭児童会」、「8 養育支援訪問事業」でございます。

それでは、資料2「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保方策 進捗状況」を御覧ください。こちらの資料は、子ども・子育て支援事業計画に記載しております教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、事業別に計画値と実績値等を記したものでございます。

説明につきましては、1ページ目の「1 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）」、2ページ目の「2 保育所、認定こども園等【2・3号認定】」、及び、3ページ以降の事業のうち、拡充が図られたもの等、主な事業における、量の見込みと確保方策について、一括で説明させて頂いた上で、御審議をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページの「1 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）」の量の見込みと確保方策（提供量）について御説明申し上げます。表の見方でございますが、子ども・子育て支援事業計画で設定いたしました、コミセンエリアの区域ごとに、左端から、平成29年5月1日現在在籍児数、平成30年度計画値見直し後、平成30年5月1日現在在籍児数を記載いたしております。

また、上段には量の見込みを、下段には、確保方策、提供量を記載いたしており、最下段には、実施箇所数を記載いたしております。

以上が表の見方となりまして、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）につきましては、平成30年5月1日現在、いずれの区域におきましても、確保方策、提供量が、量の見込み（いわゆる、ニーズ量）を上回っているものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。「2 保育所、認定こども園等【2・3号認定】」の量の見込みと確保方策について御説明申し上げます。こちらの資料につきましては、本日差し替えさせて頂いております。表の見方につきましては、先ほどと同様でございます。この保育所、認定こども園等の表では、次に申し上げます区域の、平成30年4月1日現在在籍児数の欄において、量の見込み（ニーズ量）が確保方策（提供量）を上回っている状況でございます。それ以外の区域については、平成30年4月1日現在在籍児数の欄においては、提供量が量の見込み（ニーズ）を上回っている状況でございます。

平成30年4月1日現在在籍児数において、量の見込み（ニーズ量）が確保方策（提供量）を上回っている箇所でございますが、西北区域の2号認定、3～5歳児の欄でございます。それから、3号認定、1・2歳児の欄及び合計欄でございます。

次に、東北区域でございますが、2号認定、3～5歳児の欄でございます。それから、3号認定、1・2歳児の欄及び合計欄でございます。

次に、東区域の2号認定、3～5歳児の欄でございます。それから、3号認定、1・2歳児の欄及び合計欄でございます。

次に、西南区域でございますが、2号認定、3～5歳児の欄でございます。

また、市内全体で見た場合、2号認定、3～5歳児において、量の見込み（ニーズ量）2,645人に対しまして、確保方策（提供量）2,593人、また、3号認定、1・2歳児におきましては、量の見込み（ニーズ量）1,612人に対しまして、確保方策（提供量）1,551人となっております。

以上でございますが、これにつきましては、担当課の保育課から補足説明がございます。

〔保育課（入江）〕

保育課の入江でございます。

2ページの表につきまして、保育課から補足説明をさせていただきます。平成30年4月1日現在の在籍児童数は、各区域・市内全体でみた場合の確保方策に対する量の見込みが上回っている件ですが、居住区域を越え、他の区域の保育所等に入所するケースがあったり、民間保育所等の御協力のもと待機児童ZEROプランを推進しております。

それによりまして、定員の弾力化を活用し、入所希望児童の受け入れをできる限り多く行う事でこのような現状となりました。

表の欄外に記載しておりますが、待機児童につきましては、本市の4月1日時点の待機児童数ですが平成26年から平成30年まで5年連続ゼロとなっております事をお知らせいたします。

〔事務局（宮崎）〕

それでは、続きまして3ページ以降のその他の事業のうち、主なものについての、量の見込みと確保方策について御説明申し上げます。まず、4ページをお開きください。

「5 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」の量の見込みと確保方策について御説明申し上げます。なお、こちらの資料も本日差替え資料を配布させていただいております。平成30年5月1日現在において、24のすべての留守家庭児童会で受け入れを行っており、量の見込み2,191人に対し、2,500人の確保方策、提供量を図っております。

また、最下段の実施箇所数の区画についても、計画値どおり整備されているところでございます。

次に8ページをお開きください。

「10-(2) 保育所の一時預かり」について御説明申し上げます。

平成29年度実績におきましては、いずれの区域においても、概ね計画どおりに進捗しているところでございます。また、平成30年度計画より、一時預かりの実施施設として、子育てリフレッシュ館を計画値に含めております。

次に、「11 病児保育事業」について御説明申し上げます。平成29年度におきましては、概ね計画どおりに進捗しているところでございます。また、平成30年度計画より、病児保育事業（体調不良児対応型）の実施施設として、石津保育園を計画値に含めております。その他の事業につきましても、概ね計画どおり進捗しているところでございます。

案件2につきましては、以上でございます。

〔日浦委員長〕

修正箇所は2ページ目「2 保育所、認定こども園等【2・3号認定】」、4ページ「5 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」、8ページ「10-(2) 保育所の一時預かりです。

案件2について、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、案件3「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画関連事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局（中西）〕

子どもを守る課の中西でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、案件3「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画関連事業の実施状況について」御説明申し上げます。

説明の前に、この後、説明させていただきます、資料3につきまして、委員の皆様への資料配布後に、何箇所か訂正がございます。

訂正内容につきましては、案件2で御確認頂きました、訂正箇所一覧表の2、3ページと、その後ろに添付しております差替え部分の資料3を御確認頂ければと思います。訂正後の資料につきましては、訂正するページのみ抜粋しておりますので、資料の各ページをそのまま差し替えることが出来ません。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、差し替えがある事業につきましては、本日お配りしております資料を御確認ください。

差替えがある事業の番号を申し上げますと、10番「食育推進事業」、18番「ワーク・ライフ・バランスに関する啓発」、21番「幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）」、24番「保育（保育所、認定こども園）」、25番「地域型保育事業」、26番「保育士バンク事業」、30番「《待機児童ZEROプラン》保育士処遇改善事業」、32番「《待機児童ZEROプラン》保育士広域募集支援事業」、35番「《待機児童ZEROプラン》待機児童ZEROプラン推進会議」、

42番「保育所等の一時預かり」、46番「放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）」、48番「放課後子供教室推進事業」、49番「放課後校庭開放事業」、54番「児童発達支援事業（どんぐり教室等）」、56番「障害児保育」、68番「地域子育て支援拠点事業」、97番「ひとり親家庭医療費の助成」、99番「保育所保育料等算定に係る寡婦（寡夫）控除のみなし適用」でございます。訂正が多く、御迷惑をお掛け致し申し訳ございません。

それでは、資料3「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容」を御覧ください。寝屋川市子ども・子育て支援事業計画関連事業は、99の事業がございますが、時間の都合上、平成30年度の新規事業についてのみ、御説明させて頂きたいと存じます。委員の皆様方におかれましては御了承賜りますようお願いいたします。

資料の説明ですが、ページの上下の右肩部分に番号をふらせて頂いております。また、事業名の前にも通し番号をふらせて頂いております。説明については、事業名の前の通し番号で行わせて頂きますので、よろしくお願いします。

それでは、通し番号の若い番号から順に御説明申し上げます。

まず、No.12、「産後ケア事業」についてでございます。この事業は、妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対し、保健師等の専門職が相談支援・育児支援を行うとともに、医療機関等と連携した母子支援を実施するものです。市内の医療機関などで、母親への心身のケアや育児のサポート等の支援を実施します。

次に、No.13、「産婦健康診査事業」についてでございます。この事業は、出産後間もない産婦の心と体の健康状態のチェックを促進するため、産婦に対する健康診査の費用を助成するものです。助成額は1回当たり5,000円を上限に、1人当たり2回まで助成します。

次に、No.37、待機児童ZEROプラン関連事業として実施しております「潜在保育士就職促進事業」についてでございます。この事業は、保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行うものです。補助額は、1人1回限り30,000円です。

次に、No.38、こちらも待機児童ZEROプラン関連事業として実施しております「保育士試験受験料支援事業」についてでございます。この事業は、保育士試験によって新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、試験受験料を支援するものです。補助額は、1人当たり12,700円です。

次に、No.66、「軽度難聴児補聴器等交付事業」についてでございます。この事業は、軽度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入や修理等の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものです。助成額は、購入の場合、補助率3分の2、1台当たり上限37,039円です。修理の場合、補助率3分の2、1台当たり上限14,169円です。聴力検査の場合、検査に要した額で、上限5,000円です。

次に、No.75、「子育て世代包括支援センターの設置」についてでございます。この事業は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させるため、子育てリフレッシュ館及び保健福祉センター内に、子育て世代包括センターを設置するものです。

取組内容といたしましては、保健師等による母子健康手帳交付時の面談・支援プランの作成、子育てに関する情報提供を行います。

次に、No.81、「子ども家庭総合支援拠点事業」についてでございます。この事業は、児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図るものです。社会福祉士を1名配置し、関係課による会議を開催します。

次に、No.98、「子どもの養育支援事業」についてでございます。養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、本市の相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届時等にチラシを配布するものです。チラシの配布場所は、離婚届の受付事務を行っている「市民課」、離婚に関する法律相談を行っている「広報広聴課」、女性のための法律相談・悩み相談の窓口である「人権文化課」、ひとり親の自立支援事業を行っている「子どもを守る課」での配布を予定しています。

以上が、平成30年度新規事業の説明でございますが、他の関連事業につきましても、平成29年度実績、平成30年度の方角性を掲載しておりますので、御質問・御意見等ございましたら、お伺いしたいと存じます。

案件3につきましては、以上でございます。

〔日浦委員長〕

寝屋川市子ども・子育て支援事業計画取組内容の中、平成30年度新規事業のみ御説明いただきました。10・18・21・24・25・26・30・32・35・42・46・48・49・54・56・68・97・99番で、お気づきのところがありましたら、どの番号からでも結構です。

〔橋本委員〕

No. 12「産後ケア事業」についてお聞きします。6月から始まって2か月経ちますが、実際に産後ケア事業のエジンバラテストで何かフォローしなければならない人など事例あがっていれば教えていただきたいのですが。

〔子育て支援課（檜原）〕

子育て支援課の檜原です。よろしくお願いいたします。

先程ご質問がありました産後ケア事業のエジンバラ等での対象者の状況ですが、産後ケ

ア事業は、市内医療機関や市内助産院でフォローする体制と御協力を得て作らせていただきました。産婦健康診査を6月より本市でも開始し、府内の各医療機関・助産院で受診券を御利用いただいている状況です。その中でエジンバラテストという、産後うつの指標をみるための問診票があり、点数の高い方の把握を行っております。産後ケア事業の目的のひとつとして、孤立している産婦さんのサポートも兼ねていますが、産後うつのリスクはあるが家族等のサポートを受けていることもあります。保健師がアプローチしていく中で新生児訪問等で対応するなど個別に支援を行っています。

産後ケア事業の実績としては6月スタートし、現時点で利用者はありませんが、先程おっしゃられたエジンバラテストで支援が必要な方につきましては、地区を担当する保健師が現在サポートしている状況です。

〔日浦委員長〕

41ページの37番「《待機児童ZEROプラン》潜在保育士就職促進事業」について、何か御意見等ありますでしょうか。

〔堀井副委員長〕

新規事業なのでまだ実績が出ていないかも知れませんが、周知方法等をお願いいたします。

〔保育課（入江）〕

新規事業としての周知方法ですが、民間保育所等に就職した方を対象として園長会で制度の啓発を行い、利用していただくよう御依頼しております。また、こちらのプランは新規事業を含めた本市の通年待機児童ゼロを目指す待機児童ZEROプランとしての啓発を駅前啓発や京阪電車を利用した広告活動をしており、今年度は保育士試験が7月にあり試験会場にも出向き、啓発リーフレットの配布も行いました。

実績につきましては、申請が年度末のため、まだ実績の内容をつかんでおりませんが、民間保育所等で採用する時に御利用いただき、保育士の確保をお願いしている状況です。

〔日浦委員長〕

38番「《待機児童ZEROプラン》保育士試験受験料支援事業」、66番「軽度難聴児補聴器等交付事業」について、何か御意見等ございますでしょうか。

〔橋本委員〕

難聴の事で新生児の聴覚検査が実施されていますが、まだ保護者の自己負担で1回7,000円から10,000円を負担していますが、聴覚異常のお子さんをできるだけ早期発見するという意味で、市として何か事業等ありませんでしょうか。

〔障害福祉課（山本）〕

障害福祉課山本です。今回の事業についてですが、軽度難聴児の補聴器の助成・早期発見につきましても、子育て支援課と連携をとり、できる範囲で実施し、御意見も賜ってまいりたいと思います。

〔日浦委員長〕

75番「子育て世代包括支援センターの設置」、81番「子ども家庭総合支援拠点事業」、98番「子どもの養育支援事業」について、何か御意見等ございますでしょうか。

〔尾崎委員〕

私が困った事は、子供が小学校低学年と幼稚園に分かれている時で、どこにも行く場所がなく、仕事をしている母親はバラバラの場所に預けなくては行けなく、大変だと思っています。仕事をしているお母さんが、学童と保育所を移動するのに時間がかかると聞いたことがあります。

〔日浦委員長〕

委員の御意見は全体的な事ですか。

〔尾崎委員〕

はい。年齢でわかれているのは分かりますが、母親の負担にならないように各部署で連携をとり場所を作って欲しいです。保育所はここ、幼稚園はここ、というのではなく、柔軟にしていだきたい。今の世の中は子供達にとっても厳しい。幼稚園でも子どもがうるさい、母親の話がうるさいなどで幼稚園に苦情が入り、幼稚園としては早く帰ってほしいと言われます。

高学年は自分で帰ってきてくれますが、低学年は親の手がかかります。親も必死で子育てしています。公園で遊んでいても不審者が出て、付いて行けない母親もいるので心配です。各部署で決まっているのは分かりますが、なんとか柔軟な連携をとって、受け入れ施設を作ってほしいです。

〔日浦委員長〕

いろいろな年代の子供さんがいる方の重要な御意見であり居場所が分散する事という意見です。

この件につきまして、事務局から何か答弁はありますか。

〔事務局（辻）〕

今の御指摘の件ですが、市といたしまして施設を管理する立場があり、また市の施策として、どの年代を対象にするか決めて実施しています。各課と連携を図りながら施策を進めています。対象者が施設によって違うという事は御認識いただきたいと思います。可能な限り連携できる部分は考えていきたいと思っております。

〔日浦委員長〕

市としてはこの状況は把握していると思います。貴重な御意見だと思います。これを市としても、どこかで活かしていただければと思います。

案件3について、他に御意見等ございますでしょうか。

〔尾崎委員〕

13番の産婦健康診査事業ですが、産後2週間とありますが、もう少しスパンを伸ばしていただきたい。なぜかと言いますと、産後に里帰りされた方は、2週間や1か月では帰ってくる人は少ないからです。専門家ではないので、いつの時期ぐらいがいいかは分かりませんが、半年ぐらいまでは支援が必要ではないかと思います。自分の経験で言いますと、4か月くらいの時に産後うつになり、おむつを替えながら涙を出しながら1人目を育てました。2週間や1か月の時期は危なく、できれば半年ぐらいまで延ばしてほしいです。

〔日浦委員長〕

事務局から何か答弁はありますか。

〔子育て支援課（檜原）〕

産婦健康診査につきましては、産後2週間頃と1か月頃としておりますが、産後うつのテストなど、こころの状況もみておりますが、産婦健康診査のもう一つの目的として、体の戻りの確認も行っています。2週間頃と1か月頃というのは大阪府医師会との契約の上時期を決めて実施しており、産後8週間以内まで最大設けております。産婦健康診査の目的として、おっしゃるように産後うつの早期発見とありますが、子供が3・4か月经つ

た時、少し心が疲れてきたという母親の状況につきましても、この時期に実施する4か月児健診でも母親の状況を確認しており、声かけして話を聞くようにして、母親のしんどさに寄り添えればと思い支援している状況です。産婦健康診査は8週間までですが、これに関わらず母親が育児がしんどいと思う時は、御相談いただき、話を聞かせていただいております。

〔子育て支援課（勝浦）〕

子育て支援課勝浦でございます。少し補足させていただきます。

産婦健康診査につきましては、今説明しましたように、心身の健康状態を確認するため、産後2週間及び1か月頃を目安にしております。

先程尾崎委員より御質問がありました里帰りについてですが、里帰り先で出産した医療機関等で受診されていると思われます。里帰り先で健診した費用等につきましては、後日領収書等を御提出いただきましたら還付させていただきます。また、その中でサポートが必要とわかりましたら、地域の保健師と連携をとりサポートさせていただいております。

また、榎原から説明しましたとおり、産婦健診だけですべてを診ていこうとは思っており、他にもこんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問、4か月児健診、1歳6か月児健診等でずっと継続して切れ目なく関わっており、その中で随時必要な支援を行っております。

平成30年度新規事業として実施しています産後ケア事業につきましても、産後早期はうつリスクが高く、その時期の支援の一つとして設けさせていただいたという事です。

〔尾崎委員〕

自分の経験から言いますと、1人目が4か月の頃、大阪に引っ越してきました。

どの病院で受診できるか等初めてでわからなくて、悪露が4か月まであり、それが異常か等自分で判断できず、その後も貧血もひどくなってしまいました。8週間（2か月間）では期間が短いので、もう少し長い期間で対応して欲しいです。

〔日浦委員長〕

頂いた御意見は事務局でいろいろなネットワークで受け止めるという事でよろしくお願ひします。

次に、案件4「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について」、事務局より説明をお願いします。

〔事務局（宮崎）〕

それでは、案件4「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について」、御説明申し上げます。資料4「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画の作成について」を御覧ください。

本市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、平成27年度からの5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めています。

本計画の計画期間が平成31年度に終了することから、平成32年度から5年間を計画期間とする次期計画を作成する予定です。スケジュールと致しましては、今年度に、計画作成の基礎資料として市民ニーズ調査を実施し、調査結果等を踏まえ、平成31年度に次期計画を作成する予定となっております。

次期計画を作成するに当たり、基本指針の改正がありました。

資料4の4ページ「子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正」を御覧ください。

基本指針の改正の背景は、子育て安心プランにより、平成32年度末までに待機児童を解消するとされたことにあります。また、新しい経済政策パッケージにおいて、平成32年度末までに、25歳から44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備するとされました。

次期子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たっては、①子育て安心プランを踏まえ、量の見込み（必要利用定員総数）を定めるとともに、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

②企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容に含めて差し支えないこと。

③幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。

また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。

④必要利用定員総数が、今年度より翌年度が大きい場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。というのが、今回の改正内容です。

改めて、資料4の1ページを御覧ください。

市民ニーズ調査は、内閣府から発出される手引き（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の参考とするための手引き」といいます。）を参考の上、子ども・子育て会議の御意見を踏まえ、調査票を作成し実施する予定となっております。

この手引きですが、当初、内閣府は7月中に発出する予定としておりましたが、作業が

遅れているとのことで、大阪府を通じて国に確認したところ、8月中頃までに手引きを発出する予定であるとの情報を得ております。

事務局と致しましては、国から手引きが発出され次第、委員様に御意見を賜りながら作業を進めさせて頂きたいと考えておりますので、時間がない中ではありますが、御理解・御協力頂きますようよろしくお願いいたします。

資料4の2ページを御覧ください。

計画作成の体制と致しまして、子ども・子育て会議において、ニーズ調査の調査項目や計画案について、委員の皆様にご審議頂きます。

また、計画案につきましては、平成31年度に、パブリック・コメントを実施する予定です。

庁内会議と致しまして、計画に掲げる施策を担当する所管の課長級職員で構成する連絡調整会議において、計画案の策定作業を進めております。

続きまして、スケジュール案について御説明いたします。

今年度につきましては、ニーズ調査の結果の検証などのために4回の会議開催を予定しております。

本日が平成30年度第1回目の会議でございます。11月初旬、第2回子ども・子育て会議において、市民ニーズ調査の調査項目等について御審議頂いた内容を踏まえ、11月から12月頃、市民ニーズ調査を実施する予定です。平成31年1月頃、第3回会議において、市民ニーズ調査結果の速報値の報告、平成31年3月頃、第4回会議において、市民ニーズ調査結果を報告させて頂く予定となっております。調査結果報告書は3月中に作成する予定となっております。

なお、計画作成に当たっては、事業者業務に業務委託する予定となっており、現在、業者選定の準備を進めさせて頂いております。

平成31年度においては、子ども・子育て会議において、計画案について合計4回御審議頂く予定となっております。計画を作成するに当たっては、幅広くご意見を頂くため、パブリック・コメントの実施を予定しております。12月から1月頃にパブリック・コメントを実施した上で、平成32年度中に計画を作成する予定です。

なお、スケジュール案は、現時点での案であり、今後の国からの通知等により変更する場合がありますので、御了承頂きますようお願い申し上げます。

今年度から来年度にかけて、第2期子ども・子育て支援事業計画の作成について御審議頂くなど、この2年間で多くの案件を審議して頂くことになるかと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変お手をかけることになるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

案件４の説明につきましては、以上です。

〔日浦委員長〕

只今の説明で何か御意見等ございますでしょうか。

何ものなければ、計画通り進めていただければと思います。

次に、案件５「その他」ですが、事務局から何か案件はありますか。

〔事務局辻〕

「案件５ その他」といたしまして、事務局から１点、ご報告申し上げます
次回の子ども・子育て会議の開催日時についてでございます。

本来でしたら、事前に委員の皆様には日程調整を行うべきところではございますが、事務局の方で、開催日時等を決めさせて頂きました。と申しますのも、日浦委員長が、関西学院大学の副学長という、大きな重責を担い、非常に多忙な職に就任されました。

副学長就任に際しまして、日浦委員長から、事務局に、日程調整がなかなか難しいというお話が事前にございましたが、事務局から、新たな計画を作成しなければならない重要な時期でございますので、委員長を続けて頂くようお願い申し上げた次第でございます。

今後の開催日時は、事務局で決めさせて頂きたいと存じますので、皆様ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

回りの開催日時につきましては、「平成30年11月5日（月）午後3時」から、本日の会場保健福祉センターとは異なり、市役所の本庁舎、議会棟5階第2委員会室で開催させて頂きますので、よろしくお願いいたします。

案件５につきましては、以上でございます。

〔日浦委員長〕

事務局からの説明が終わりました。案件５について、何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終わりにさせていただきます。

委員の皆様方、長時間に亘り御審議いただき、ありがとうございました。